

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

指名停止措置の概要

1．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	業者番号
(有)大槻土建	鹿嶋市大字和1572	2-018726

注）業者番号「2－」は茨城県知事許可を表す。

2．指名停止措置期間

令和 8 年 9 月 25 日～令和 年 12 月 24 日（ 3 ヶ月）

3．指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事

4．事実概要

（有）大槻土建及び同社の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したとして、令和 6 年 6 月 21 日、麻生簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。

5．指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）別表第 2 第 16 号に該当する。

なお、（有）大槻土建は、有資格者ではないが、「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）第 11 条第 2 項に基づき、指名停止措置を行う。

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

電話 0 2 9 － 2 9 7 － 5 0 0 5（直通）